

厚生省健康政策局医事課の回答

平成 2 年 6 月 26 日当局より口頭にて次のような回答がありました。

1. 整復師の免許について「知事免許」を「大臣免許」に切り替えるようなことはない。
2. 法制上「知事免許」と「大臣免許」に差異はない。
3. 以上の次第から、これらに起因する憶測は回答する必要はない。
4. 講習会の趣旨は、整復師がそれぞれ資質の向上や意識の向上を図るために催されるもので、この講習会を受けた者が受けないものより整復師の制度上の取り扱いで特典や特権を与えられるものではない。
5. 実際には財団法人より本件にかかる講習会の計画について当局への提出はない。

大体以上のような回答をいただきました。